

平成23年12月19日
関東東北産業保安監督部

ガス事業法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における保安の確保について（嚴重注意及び指示）

関東東北産業保安監督部（以下「当部」という。）は、日本瓦斯株式会社が一般ガス事業者の供給する埼玉県内の集合住宅において、新たに液化石油ガスによる供給を行う際に、一般ガス事業者（以下「ガス事業者」という。）の承諾を得ずに無断でガス工作物の施設を変更したこと、並びにLPガス容器の設置状況が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、「液石法」という）に定める技術基準に適合していないことを確認しました。

これは、保安の根幹にかかわる事態であり、ガス使用者の安全の確保において重大な問題であることから、本日、同社に対し嚴重に注意し、原因究明及び再発防止策の策定等を指示しました。

1. 経緯

(1) 当部は、埼玉県内のガス事業者から、日本瓦斯株式会社がガス事業者の供給する集合住宅においてガス事業者の承諾を得ずに無断でガス工作物の施設を変更したこと、及びLPガス容器の設置状況が液石法第16条の2に定める技術基準に適合していないことを確認した旨、平成23年9月12日に報告を受けました。

(2) これを受け、日本瓦斯株式会社に対して事実関係の確認を求めたところ、同社から、「8月31日に器具調整を行い、ガス事業者のガスメーター二次側のプラグを利用して、20kg容器を風呂釜排気口脇の通路に設置し液化石油ガスの供給を開始した」旨、9月15日に報告を受けました。

(3) 当部は、さらに同社に対して11月7日付け部長名で「ガス工作物の施設の変更に際しガス事業者の承諾の有無」及び「LPガス容器設置に際して液石法第16条の2に定める技術基準の適合状況」について文書により報告を求めました。

(4) これに対して同社より「ガス工作物の施設の変更に際しガス事業者の承諾を得ていないこと、及び容器設置に際し技術基準（火気2m）に適合していなかった。」との報告書が11月14日に提出されました。

2. 当部の対応

同社は、過去に千葉県内でガス事業者が供給する需要家のガス工作物を当該事業者の承諾を得ずに変更し、当部より注意を受け再発防止に取り組んでいた中で同様の事例が再発したこと、また、過去に茨城県内でLPガス容器の設置状況が液石法で定める技術基準に適合していない同様の事例が発生し、全社員に対する保安教育の実施と再発防止に取り組む報告を当部に提出していたにもかかわらず、再び同様の事実が同社において発生したことは、保安の根幹にかかわる事態であり、誠に遺憾です。

当部は、本件がガス使用者の安全の確保において重大な問題であることと判断し、同社に対し嚴重注意文書の交付を行い、今般の事案が発生した原因究明及びより一層の再発防止策の策定並びに今後1年間、再発防止策の実施状況を報告するよう指示しました。引き続き、ガス供給に係る保安の確保が適切に実施されるよう指導してまいります。

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省 原子力安全・保安院 関東東北産業保安監督部保安課

担当者：天野、境野、横田

電話：048-600-0417 (ダイヤルイン)